

健発0401第7号
平成25年4月1日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
特 別 区 区 長
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日 本 赤 十 字 社 社 長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について
の一部改正について

平成20年4月17日健発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村及び医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

